

会 議 録

会議の名称	平成25年度第19回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成26年1月22日（水）午後5時00分から午後5時25分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 選挙管理委員会打合せ室
出席者	西村誠一委員長・鈴木宏一職務代理・添島幸雄委員・上原敏彦委員 澤谷事務局長・菱川勝也係長・山本直哉主事
議 題	議案第55号 平成26年2月9日執行東京都知事選挙における選挙人名簿登録者数（選挙時登録）の決定について 議案第56号 平成26年2月9日執行東京都知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について 議案第57号 平成26年2月9日執行東京都知事選挙における投票立会人の選任について 議案第58号 平成26年2月9日執行東京都知事選挙における期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について 議案第59号 平成26年2月9日執行東京都知事選挙における期日前投票立会人の選任について 議案第60号 平成26年2月9日執行東京都知事選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について そ の 他
会議資料の名称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○ 委員長 本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまから平成25年度第19回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。 本日の議案は6件及びその他でございます。 はじめに、議案第55号『平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における選挙人名簿登録者数（選挙時登録）の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。</p> <p>○ 事務局 それでは、議案の説明をさせていただきます。 資料の1ページをお開きください。 議案第55号『平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における選挙人名簿登録者数（選挙時登録）の決定について』を御説明いたします。 本案は、公職選挙法第19条（永久選挙人名簿）第2項の規定に基づき、選挙人名簿を調製・保管するために御決定をいただくものでございます。 2ページに、各投票区別に登録者数を調製しております。 内容につきましては、資料の左側が今回登録となった各投票区別の人数、右側が前回の</p>	

登録者数、今回の場合は先日御承認いただきました、平成25年12月2日の定時登録のものとなっております。

左側の欄の一番下の合計欄を御覧ください。平成26年1月22日現在の東京都知事選挙選挙時登録者総数は、男性が86人減、女性が9人減、合計で95人減となり、男性78,247人、女性82,883人の計161,130人となるものでございます。

関連する資料といたしまして、3ページは公職選挙法第23条（縦覧）第2項の規定に基づく選挙人名簿（選挙時登録）の縦覧場所の告示（第45号）の写し、4ページは公職選挙法第144条の2（ポスター掲示場）第4項の規定に基づく公営ポスター掲示場の設置場所についての告示（第46号）の写し及び5ページから11ページまでにその一覧表、12ページには地方自治法第74条（条例の制定又は改廃の請求とその処置）第5項及び第75条（監査の請求とその処置）第5項の規定による選挙権を有する者の50分の1の告示（第47号）の写し、13ページは地方自治法第76条（議会の解散の請求とその処置）第4項、第80条（議員の解職の請求とその処置）第4項、第81条（長の解職の請求とその処置）第2項及び第86条（主要公務員の解職の請求とその処置）第4項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条（委員の解職請求）第2項の規定に基づく選挙権を有する者の3分の1の告示（第48号）の写しを、それぞれ添付してございますので、後ほど御確認をお願いいたします。

以上、議案第55号『平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における選挙人名簿登録者数（選挙時登録）の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

特にないようですので、議案第55号『平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における選挙人名簿登録者数（選挙時登録）の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第56号『平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の14ページをお開きください。

議案第56号『平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について』を御説明いたします。

平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における投票管理者及び同職務代理者につきまして資料の15ページに投票管理者の一覧を、16ページに職務代理者の一覧を記載してございます。各投票所に投票管理者1人、職務代理者1人を配置することとして、合計58人を選任するものでございます。基本的には、従来からお願いしている方々に引き続きお願いし、都合により一部メンバーを変更して調製させていただいたものでございます。本件は、公職選挙法第37条（投票管理者）の規定に基づき、投票管理者については、西東京市選挙人名簿登録者の中から、また、職務代理者については、事務職員（市の職員）のうち東京都知事選挙の選挙権を有する者の中から、それぞれ本人の承諾を得て選任し、議案としたものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

以上で議案第56号『平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における投票管理者及び同職務代理者の選任について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

特にないようですので、議案第56号『平成26年2月9日執行の東京都知事選挙におけ

る投票管理者及び同職務代理者の選任について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第57号『平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における投票立会人の選任について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の17ページをお開きください。

議案第57号『平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における投票立会人の選任について』を御説明いたします。

平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における投票立会人につきましては、資料の18ページから19ページまでに記載のとおり、各投票所にそれぞれ3人ずつ選任することとして、合計87人を選任するものでございます。立会人の選任につきましては、該当する投票区の選挙人名簿登録者から選任したものでございます。基本的には、従来からお願いしている方々に引き続きお願いし、都合により一部メンバーを変更して調製したものでございます。本件は、公職選挙法第38条（投票立会人）の規定に基づき、本人の承諾を得て選任し、議案としたものでございます。よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

以上で、議案第57号『平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における投票立会人の選任について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

特にないようですので、議案第57号『平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における投票立会人の選任について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第58号『平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の20ページをお開きください。

議案第58号『平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について』を御説明いたします。

平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における期日前投票管理者及び同職務代理者につきましては、平成26年1月24日から同年2月8日までの間設置する保谷庁舎及び田無庁舎期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、各日それぞれ1名ずつ延べ64名を選任するものとし、資料の21ページに投票管理者の一覧を、22ページに職務代理者の一覧を記載してございます。

期日前投票管理者の選任につきましては、現在、臨時職員として契約中の方々に、選挙人名簿に登録されている方の中から選任したものでございます。また職務代理者につきましては、市管理職職員及び事務職員のうち東京都知事選挙の選挙権を有する者の中から各部の推薦及び本人の承諾を得て選任したものでございます。

本件は、公職選挙法第48条の2第2項（読替え）及び第37条（投票管理者）第2項の規定に基づき選任し、議案としたものでございます。

以上で、議案第58号『平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

特にないようですので、議案第58号『平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第59号『平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における期日前投票立会人の選任について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の23ページをお開きください。

議案第59号『平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における期日前投票立会人の選任について』を御説明いたします。

平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における期日前投票立会人につきましては、平成26年1月24日から同年2月8日までの間設置する保谷庁舎及び田無庁舎期日前投票所の投票立会人を、各日それぞれ2名ずつ延べ64名を選任するものとし、資料の24ページから25ページまで一覧を記載してございます。

立会人の選任につきましては、現在、臨時職員として契約中の方々に、選挙権を有する方の中から選任したものでございます。本件は、公職選挙法第48条の2第2項（読替え）及び第38条（投票立会人）の規定に基づき、本人の承諾を得て選任し、議案としたものでございます。

よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

以上で、議案第59号『平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における期日前投票立会人の選任について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

特にないようですので、議案第59号『平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における期日前投票立会人の選任について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第60号『平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案の説明をさせていただきます。

資料の26ページをお開きください。

議案第60号『平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について』を御説明いたします。

平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における開票管理者及び同職務代理者につきましては、公職選挙法第61条第2項及び公職選挙法施行令第67条第1項の規定に基づき選任するものとし、開票管理者に西村誠一委員長、同職務代理者に鈴木宏一委員長職務代理を選任するものでございます。

よろしく御審議の上、御決定をお願いいたします。

以上で、議案第60号『平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見などございますか。

特にないようですので、開票管理者は議案第60号『平成26年2月9日執行の東京都知事選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任について』は、この案のとおり決定いたします。

以上で、本日予定の議案等は、全て終了いたしました。
次に、『その他』に移りたいと思いますが、事務局で何かありますか。

○ 事務局

投票立会人については、先ほど話しましたように従来からお願いしている人を中心に選任しております。この方々の多くは、明るい選挙推進委員の方々や、そのOBの方々となっています。

明日、東京都知事選挙が告示されます。

次回の委員会は明日の午後6時からで、氏名等掲示掲載順序のくじを行います。連日となってしまう申し訳ありませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

明日から都知事選の選挙運動期間となります。何人かの市議からこの期間中の政治活動について質問がありました。この期間中は純粋に個人に限定した政治活動は可能だが、政党等の主張に関わる部分は確認団体しかできないので、誤解を生じることのないようにと答えております。皆さん自粛されるとのことです。田無警察では事前運動については注視していると聞いています。

事務局からは以上です。

○ 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。

他になければ、本日の平成 25 年度第 19 回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午後5時25分 終了

以上